

重度心身障がい者医療費助成に関する 天草市からのお知らせ

重度心身障がい者医療費助成制度

心身に重度の障がいのある人の福祉の増進を図り、経済的な面で安心していつでも診療が受けられるよう医療費を助成する制度です。

県内すべての市町村で実施しています。

令和5年4月受診分から、熊本県内の市町村で重度心身障がい者医療費の制度が一部変更になります。

これまでの制度では、併用可能な補助対象（自立支援医療・療養介護医療費・障がい児施設医療費）を除く他の公費負担医療（指定難病や肝炎治療、小児慢性疾患等）は助成対象外でしたが、新制度では、重度医療費と併用して助成できるようになります。

《例》

医療費50,000円 特定医療費（指定難病）で所得I（自己負担上限2,500円）

改正前	保険給付（7割） 35,000円	特定医療費 12,500円	自己負担 2,500円
-----	---------------------	------------------	----------------

重度心身障がい者医療費を併用した場合

令和5年4月1日以降	保険給付（7割） 35,000円	特定医療費 12,500円	重心医療費 1,480円	自己負担 1,020円
------------	---------------------	------------------	-----------------	----------------

※医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額）の医療費を助成します。

制度の変更に伴う受給者証（紫色）は変わりません

これまで通り、受診の都度、受給者証（紫色）を病院や薬局等医療機関の窓口へ提示してください。

Q & A

Q 1 現物給付方式でも受診のたびに受給者証を提示するの？

これまでどおり、受診の都度、受給者証を提示してください。提示しなかった場合は、領収書を市福祉課または最寄りの各支所の窓口に持参し助成申請を行ってください。

Q 2 市外の医療機関を受診するときは、どうしたらいいの？

原則、天草市内の医療機関・薬局が対象です。市外の医療機関・薬局を受診した場合は、領収書を市福祉課または最寄りの各支所の窓口に持参し助成申請してください。

Q 3 保険証や口座を変更した場合はどうしたらいい？

市福祉課または最寄りの各支所の窓口で、速やかに手続してください。

お問い合わせ先

天草市役所健康福祉部福祉課障がい福祉係

TEL：0969-32-6071 FAX：0969-22-0577

住所：天草市東浜町8番1号

E-mail：shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp